（評価委員の任命等）

第五条　法附則第十八条第三項の評価委員は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する。

一　内閣府の職員　一人

二　財務省の職員　一人

三　会議の役員（会議が成立するまでの間は、法附則第九条第一項の設立委員）　一人

四　学識経験のある者　二人

2　法附則第十八条第三項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3　法附則第十八条第三項の規定による評価に関する庶務は、内閣府大臣官房企画調整課（令和八年九月三十日までの間は、現行日学法第十六条第一項に規定する事務局）において処理する。

（国有財産の無償使用）

第六条　法附則第十九条の政令で定める国有財産は、会議の成立の際現に専ら現行日本学術会議に使用されている土地、建物及び工作物（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。）とする。

2　前項に規定する国有財産については、法附則第九条第四項に規定する会長職務代行者が会議の成立前に申請したときに限り、会議に対し、無償で使用させることができる。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）に規定する国又は行政庁とみなして同法の規定を適用する場合には、同法第二条第一項中「前条の訴訟」とあるのは「日本学術会議を当事者又は参加人とする訴訟」と、同条第二項中「行政庁（国に所属するものに限る。第五条、第六条及び第八条において同じ。）の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟」とあるのは「前項の訴訟」と、「当該行政庁」とあるのは「日本学術会議」と、同法第五条第一項中「行政庁は」とあるのは「日本学術会議は」と、「当該行政庁」とあるのは「日本学術会議」と、同条第三項及び同法第六条中「行政庁」とあるのは「日本学術会議」と、同法第八条中「第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は前条第三項」とあるのは「第二条第一項若しくは第二項、第五条第一項又は第六条第二項」と、「行政庁」とあるのは「日本学術会議」とする。

（内閣総理大臣への再就職の届出に関する経過措置）

第八条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二十四第二項の規定は、法附則第十二条の規定により会議の職員となった場合については、適用しない。

（現行日本学術会議の行政文書に係る独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置）

第九条　会議の成立前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定（同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。）に基づき、現行日本学術会議の所掌事務に係る同項に規定する行政文書に関して、内閣総理大臣（同法第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。）がした行為及び内閣総理大臣に対してされた行為は、会議の成立後は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の規定（同法第二条第二項に規定する法人文書の開示に係る部分に限る。）に基づき会議がした行為及び会議に対してされた行為とみなす。

（現行日本学術会議の保有個人情報の保護に関する法律の適用に関する経過措置）

第十条　会議の成立前に個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定（同法第六十条第一項に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に基づき、現行日本学術会議の所掌事務に係る同項に規定する保有個人情報に関して、内閣総理大臣（同法第百二十六条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。）がした行為及び内閣総理大臣に対してされた行為は、会議の成立後は、同法の規定に基づき会議がした行為及び会議に対してされた行為とみなす。

（日本学術会議法施行令の廃止）

第十一条　日本学術会議法施行令（平成十七年政令第二百九十九号）は、廃止する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第十二条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四十二号を削り、第四十三号を第四十二号とし、第四十四号を第四十三号とし、第四十五号を第四十四号とし、第四十六号を第四十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十六　日本学術会議の組織及び運営一般に関すること。

第十四条第一項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　日本学術会議の組織及び運営一般に関すること。

内閣総理大臣　石破　茂

条約

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

条約第八号

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定

日本国及びフィリピン共和国（以下個別に「締約国」といい、「両締約国」と総称する。）は、

地域及び世界の平和及び安定並びに法の支配に基づく国際秩序に関する両締約国の共通の利益を認識し、

国際紛争の平和的解決並びに国際の平和及び安全の維持についての両締約国の相互の誓約に留意し、

互恵的な防衛協力を円滑にするための法的枠組みを設けることにより、両締約国間の安全保障関係及び防衛関係を深めることを希望し、

訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることを希望し、

国際法に基づく両締約国のそれぞれの義務を認識して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「文民構成員」とは、訪問部隊に随伴する派遣国の文民たる国民であって、訪問部隊に雇用され、又は訪問部隊に勤務するもの（接受国に通常居住する者及び訪問部隊又は訪問部隊に代わる者に雇用される契約者を除く。）をいう。

(b)　「部隊」とは、日本国については自衛隊をいい、フィリピン共和国についてはフィリピンの軍隊をいう。

(c)　「訪問部隊」とは、一方の締約国の部隊であって、他方の締約国の同意を得て、第四条1に定める協力活動に関連して当該他方の締約国の領域に所在するものをいう。

(d)　訪問部隊の「構成員」とは、訪問部隊に属する者をいう。